

第3期系魚川市地域福祉計画策定概要（案）

1 地域福祉計画とは

少子高齢化や核家族化の進行とともに「ご近所関係」の希薄化が進み、子育てや介護など家族や地域でお互いに支え合う機能が弱まっています。特に高齢化が進む中で、高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加し、孤独死や老老介護など地域で生活する上で起こる様々な問題を解決するための自助機能が限界を超えている家族も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖、過大なストレス等による自殺、配偶者等へのDVや高齢者、障害者、幼児・児童への虐待など社会の問題は多種・多様化し、重複化する傾向ももうかがえます。

こういった背景のもと、住民が安心して自立した生活を送るためには、日常生活の課題を早期に発見し適切に解決することが必要です。自分や家族の力では対応しきれない様々な生活課題については公的な福祉サービス「公助」での対応を基本にしつつも、地域住民、福祉に関する市民運動団体や社会福祉事業者・NPO法人等と行政が連携し新たな仕組みづくり、いわゆる「互助」や「共助」の社会づくりを進めることが、ますます重要になっています。

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしを続けられるようにするために、住民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」です。その仕組みを具体的にまとめたものが「地域福祉計画」です。

私たちが住んでいる地域の中で、多様に広がっている福祉ニーズをとらえなおし、自助・共助・公助の連携と役割分担をどのように行っていくかを整理していく過程で、福祉を通じた地域の活性化を図ろうというのが地域福祉計画策定の趣旨です。

【社会福祉法より抜粋】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため

に必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画策定方法

- (1) 庁内委員会で素案を審議し、策定委員会に提案。
- (2) 庁内委員会は、保健、環境生活、こども課、福祉、社協の担当 11 名。
- (3) 策定委員会は、第 1 回目で計画策定趣旨、市の現状と課題、計画策定スケジュールを説明、計画案の提示。第 2 回目で計画案の審議、計画調整。第 3 回目でパブリックコメントの報告、計画調整を行い、合計 3 回開催。
- (4) 庁内委員会
 - 第 1 回目…計画策定趣旨、計画策定スケジュールを説明。市の現状と課題について検討。地域福祉施策で今後取り組む事項を検討
 - 第 2 回目…計画素案の提示、審議
 - 第 3 回目…計画素案の提示、審議
 - 第 4 回目…計画素案の審議（第 1 回策定委員会での意見を踏まえて）
 - 第 5 回目…計画の最終調整（パブリックコメント等を踏まえて）

3 計画の概要

- (1) 全 ページで編集。500 部印刷、配付。
- (2) テーマ「
※第 1 期は「充実と安心のまちづくり」
※第 2 期は「安心・癒し・充実のまちづくり」
- (3) 総合計画や福祉関係個別計画との整合と施策の展開、社会福祉協議会が策定する「第 3 期地域福祉活動計画」の方向性を示すものとして策定する。
- (4) 計画期間は第 1 期及び第 2 期と同じ 5 年計画（H29 年度～H33 年度）とし、以降も見直しを行ない継続していきたい。
- (5) 主な内容として、計画策定の趣旨、地域の現状と課題、基本理念、基本目標、地域福祉施策の展開という流れであるが、施策の展開では、地域の取組みと行政の取組みに分類し提言。
- (6) 新たに計画に盛り込む事項
 - ・生活困窮者自立支援の方策の位置づけと地域福祉政策との連携に関する事項
 - ・生活困窮者の把握に関する事項
 - ・生活困窮者自立支援に関する事項

4 計画策定委員会

①学識経験者1名（民生委員児童委員代表）②社会福祉団体2名（社協、ボランティア団体）③福祉関係事業所2名（地域包括支援センター、障害者福祉施設）④地域住民代表4名（区長会3地区、老人クラブ）⑥公募委員（1名）、以上10名 事務局：福祉事務所

5 市民周知

(1) 議会（市民厚生常任委員会）説明（12月議会）

(2) 計画書配付

議会、地域振興局、事務所、公民館、図書館、社会福祉協議会、社会福祉法人、社会福祉・ボランティア団体、各行政区ほか

(3) 市広報で概要掲載

(4) 糸魚川市のホームページに掲載